

設備使用許可()書

令和 年 月 日申請のありました名古屋市工業研究所設備の使用は、次のとおり許可()します。
令和 年 月 日

名古屋市長

所 在 所
会 社 名 等
代 表 者 様 (代表者生年月日: 年 月 日)
ダイヒョウシャフリガナ

催物等の名称

催物等の内容	①講演	②講習会	③研修	④会議	⑤展示会	⑥説明会	⑦その他		
設備名(会場名)	(定員等)	使用時間					(使用料)		
ホ	一	ル	317人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後	
展示場	全面	279㎡	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
	東	141㎡	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
	西	138㎡	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
第1	会議室	108人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
第2	全面	117人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
	第1室	54人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
	第2室	63人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
第3	会議室	45人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
第4	会議室	30人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
第5	会議室	30人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		
視聴覚	室	80人	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後		

※ ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。

付属設備名	台数	使用日・使用時間	設備名(会場名)	(使用料)
		月 日 午前・午後・1日		
		月 日 午前・午後・1日		
		月 日 午前・午後・1日		

(使用料 計 円)

(教示)

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消訴訟が提起できなくなります。

注) 暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、既になした使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長に意見を聴くことがあります。